

60環第222号  
昭和60年8月22日  
制定  
10廢第516号  
平成11年3月29日  
一部改正  
22生排第302号  
平成23年3月16日  
一部改正  
元生排第472号  
令和2年3月27日  
一部改正

## 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号。以下「条例」という。）及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和60年長野県規則第26号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 浄化槽保守点検業者の登録制度は、業者の実態を把握し、指導監督を強化することにより、適正な保守点検を担保し、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るものである。

(登録の申請等)

第3条 条例第2条第2項にいう「保守点検業者」とは、営利非営利を問わず他者の管理する浄化槽の保守点検を継続反復して行う者をいい、これに該当する者はすべて条例第3条の規定による登録を受けなければならない。

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する誓約書は、欠格事項非該当誓約書（様式第1号）によるものとする。

第5条 条例第4条第2項第2号に規定する器具の明細を記載した書類は、保守点検器具の整備状況表（様式第2号）によるものとする。

第6条 条例第4条第2項第3号及び第4号に規定する管理士研修を受講する計画を記載した書類は、管理士研修受講計画書（様式第3号）とする。

第7条 条例第4条第2項第5号に規定する清掃業者との連絡に関する書類は、連絡清掃業者一覧表（様式第4号）によるものとする。

第8条 規則第2条第2項第5号に規定する県内に営業所を設けられない旨を記載した書類は、県内営業所非設置理由書（様式第5号）によるものとする。

第9条 申請者は、条例第10条第2項の規定により営業所ごとに、保守点検の技術上の基準に従って保守点検を行いうる数の浄化槽管理士を置いていることを証明するために、浄化槽管理士配置状況表（様式第6号）を提出しなければならない。

第10条 営業区域の市町村については、現に業を営んでいる市町村及び業を営むことが確実である市町村に限り登録するものとする。

(人格のない社団又は財団の要件)

第11条 条例第4条第1項第1号の規定により登録の対象となる人格のない社団は、次の各合

に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 複数の社員を有すること。
- (2) 規約等の定めのあること。
- (3) 社団としての名称が規約等で定められていること。
- (4) 事務所及びその住所が定められていること。
- (5) 資産、会費等の徴収等についての定めがあること。
- (6) 代表者等の任免の方法が定められていること。
- (7) 社員の資格の得失に関する定めのあること。
- (8) 民法第34条に規定する法人に準じた組織の構成、運営方法を有していること。

2 条例第4条第1項第1号の規定により登録の対象となる人格のない財団は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 独立財産が存在すること。
- (2) 前号の財産を使用すべき目的が定められていること。
- (3) 財団としての名称が寄附行為等で定められていること。
- (4) 事務所及びその住所が定められていること。
- (5) 資産に関する定めがあること。
- (6) 管理人等の任免の方法が定められていること。
- (7) 民法第34条に規定する法人に準じた組織の構成、運営方法を有していること。

3 前2項の規定を満たす人格のない社団又は財団は、登録の申請書に規約又は寄附行為等に定められた代表者又は代理人の任免の手續の議事録の抄本を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第12条 条例第5条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、様式第7号によるものとする。

第13条 規則第3条第4項に規定する登録閲覧簿は、様式第8号によるものとする。

(変更の届出)

第14条 条例第7条第1項の規定による営業区域の市町村の変更は、新たに営業区域の市町村としたい市町村において、保守点検を受託することが確実な場合に限るものとする。

(営業所の設置等)

第15条 条例第10条第1項ただし書きにより県内に営業所を設置せずに登録を受けられる場合は、当該営業区域の市町村が浄化槽の汚泥等の処理を県外の施設に依存している地域であつて当該市町村を所管する県外の営業所が、当該市町村に存する浄化槽の保守点検を定期的に行う位置にあり、かつ当該営業所が、条例に規定する営業所の要件を備えている場合とする。

(帳簿の備付け)

第16条 条例第14条の規定による帳簿は、様式第9号及び様式第10号によるものとする。

第17条 規則第10条第3項に規定する事業の年度の定めのない保守点検業者の帳簿記載上の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。